

## 別紙 4 現業業務等の外部委託化等について

実施業務名	実施予定年次 平成 10 年 3 月 「行政システム改革」	平成 10 年度の整理の考え方	これまでの実施状況	今後の取組方針
公用車運転業務	平成 15 年度までに  〔ガイドラインに従い、可能なものから逐次、実施する。〕	○公用車の有効活用を図るため、平成 11 年度に集中管理を試行し、運行状況等の把握と運行管理方針の検討を行っていく。 本庁：一部の車輛（知事車等）を除き、各部局主管課で集中管理を行う。 地域機関：本庁の試行検証を把握しながら、平成 11 年度から協議していく。	本庁：平成 12 年 4 月から、部局長車（13 台）の集中管理を実施した。  地域機関：平成 11 年度から各県民局代表により、公用車の運行状況等の調査、集中管理をしていく上での問題点等の検討を行ってきた。	本庁：公用車の有効活用を図るため、13 年 4 月から、特殊車を除き一元化を実施した。 （総務局） 地域機関：県庁 LAN を活用した「公用車予約管理システム」を活用して、効率的な運用を図っていく。 （県民局）
守衛業務		○本庁 平成 11 年度に業務内容を協議していく。	平成 11 年 4 月から、津・松阪・紀南県民局各庁舎の守衛業務を外部委託化するとともに、本庁の業務ヶ所を見直し、平成 12 年 4 月から 2 名減員した。	平成 13 年度から、防災業務を含めて、守衛業務の外部委託化を実施した。 （総務局）
給食業務		○制度上の制約もあり、箇所ごとに次のように進めていく。 (1) 制度上直営が義務づけられている施設は直営で進めていく。 (2) 施設内調理が義務づけられている施設は、方法について引き続き検討していく。 (3) 施設のあり方検討を行っている施設は、検討と併せて協議を進めていく。 他の施設は、平成 11 年度に業務内容を協議していく。	(1) の施設である中央児相、国児学園以外の施設について、職員の処遇、附帯業務の整理等を検討した。 平成 11 年度は、あすなる学園の定数を 1 名削減した。  農業大学校においては、平成 12 年度から、原則全寮制を緩和し、食堂運営業務の軽減を図った。	効率的な外部委託の手法について検討を行っていく。 （健康福祉部）  平成 15 年度までに、外部委託の方向で整理する。 （農林水産商工部）

実施業務名	実施予定年次 平成 10 年 3 月 「行政システム改革」	平成 10 年度の整理の考え方	これまでの実施状況	今後の取組方針
ほ場管理業務 家畜管理業務 実習林 管理業務 錨網清掃業務	平成 15 年度までに ( ガイドラインに従 い、可能なものか ら逐次、実施する。 )	○一部の業務について、外部委託等を進めていく。	ほ場管理業務については、平成 11 年度から業務の一部(果樹剪定枝処分、除草)を外部委託し、業務の効率化に努めている。 家畜管理業務については、一部外部委託化を検討したが実施に至っていない。 実習林管理業務(下刈、間伐)については、平成 10 年度以降外部委託の比率を増やした。 錨網清掃業務については、年 2 日間・2 名の業務量であり、現状対応とした。	農業技術センターのほ場管理業務については、業務の見直し、一元管理等効率的な運営を行い、外部委託の拡大を図る。家畜管理業務については、家畜頭羽数を漸次縮小することにより業務の縮減を図るとともに、畜産施設整備の検討と併せて外部委託を実施する。 林業技術センターの実習林管理業務(下刈り、間伐)は、既に外部委託を行っているが、採種採穂園の管理業務も同様に外部委託の拡大を図る。 ( 総合企画局 )
ボイラー 管理業務		○平成 11 年度に業務内容を協議していく。	業務内容、職員処遇について、協議を行った。	継続して協議を行い、委託化、業務見直しを進めていく。 ( 健康福祉部 )
施設管理業務		○環境整備の上、現員限りとする。	業務内容、職員の処遇について協議を行った。当面は現状のまま推移せざるを得ない	現員限りとし、退職後は、一部委託化、業務の見直しを図る。 ( 地域振興部 )
保清員業務		○平成 11 年度に業務内容を協議していく。	事業の見直しにより、13 年度から外部委託化を行うこととした。 ( 健康福祉部 )	
用務員業務		○環境整備の上、現員限りとする。	業務内容、職員処遇について、協議を行った。	現員限りとし、退職後は業務の見直し等を行う。 ( 健康福祉部 )
検査助手業務		○平成 14 年度までに進めていく。	業務内容、職員処遇について、協議を行った。	平成 14 年度の組織改正により、業務の整理を行う。 ( 健康福祉部 )

実施業務名	実施予定年次 平成 10 年 3 月 「行政システム改革」	平成 10 年度の整理の考え方	これまでの実施状況	今後の取組方針
浄水場等の 運転監視 業務	平成 15 年度までに  〔 ガイドラインに従 い、可能なものか ら逐次、実施する 〕	○遠方監視制御による集中管理化を基本と して進めるとともに、必要に応じて委託化 についても検討していく。	平成 10 年度から大里浄水場 において運転監視業務を委託して いる。	大里浄水場運転監視業務につ いては、平成 13 年度より高野浄 水場からの遠方監視制御により 実施する。 また、平成 14 年度以降その 他の浄水場においても、遠方監視 制御化を進める。（企業庁）

上記の業務の他に公共土木施設維持管理業務については、公的関与の度合いを明確にした上で、14年度より可能なものから外部委託をはじめていく。